

令和7年(モ)第3号 閲覧等制限決定取消申立て事件

(基本事件・令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件)

決 定

宮城県栗原市築館太田上太田137

5 申 立 人 佐 藤 哲 広

主 文

- 1 本件申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

理 由

10 第1 申立ての趣旨及び理由等

申立ての趣旨及び理由は、別紙「閲覧等制限決定取消申立書」記載のとおりであり、
申立人は、基本事件の訴訟記録には「当事者の私生活に関する重大な秘密」(民訴法9
2条1項)が記載されているわけではないこと、憲法82条に定める裁判の公開の原
則に反すること等を主張して、当裁判所令和6年(モ)第5号事件に係る令和6年3
15 月11日付け閲覧等制限決定、同年(モ)第18号事件に係る同年4月15日付け閱
覧等制限決定、同年(モ)第28号事件に係る同年12月27日付け閲覧等制限決定
(以下、上記三つの閲覧等制限決定を併せて「本件各決定」という。)の各取消しを求
めている。

第2 当裁判所の判断

20 1 基本事件の概要

基本事件の個人原告3名(以下、3名の個人原告を併せて「個人原告ら」という。)
及び基本事件原告新潟県部落解放同盟新潟県連合会(以下、「原告新潟県連」といい、
上記基本事件原告らと併せて「原告ら」という。)は、基本事件被告宮部龍彦(以下
「被告宮部」という。)及び同示現舎合同会社(以下「被告会社」といい、被告宮部と
25 併せて「被告ら」という。)が個人原告ら及び原告新潟県連の構成員の居住地域を被差
別部落と特定し、これを複数の記事(以下「本件各記事」という。)にしてインターネ

ット上に公開したこと、個人原告らの氏名をインターネット上に公開したこと等によって、差別されない権利やプライバシー権が侵害されたと主張して、被告宮部に対し、人格権に基づく妨害排除請求及び妨害予防請求として、本件各記事の削除及びその掲載等の差止めを求めるとともに、被告らに対し、被告宮部については民法709条に基づき、被告会社については民法715条に基づき、損害賠償金として基本事件原告1人当たり220万円及びこれらに対する不法行為の後（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めている。

2 認定事実（顕著な事実及び一件記録から認められる事実）

当裁判所は、いずれも原告らの申立てを相当と認め、次のとおりの閲覧等制限決定をした。各閲覧等制限決定の対象となっている部分は、次のとおりである（以下、行冒頭の番号に従い、「本件閲覧等制限部分①」などという。）。

(1) 令和6年（モ）第5号事件に係る令和6年3月11日付け閲覧等制限決定

① 訴状別紙当事者目録のうち、個人原告らの氏名及び住所が記載されている部分

② 訴状本文ないし訴状別紙記事目録のうち、本件各記事のURL及びタイトルが記載されている部分

③ 令和6年1月24日付け証拠説明書のうち、本件各記事のタイトルが記載されている部分（甲21の1・2、甲22～25（特記のない限り枝番を含む。以下同じ。）の「標目」欄の部分）

④ 甲8のうち、被差別部落があったとされる地域に係る地名が記載されている部分

⑤ 被告宮部が運営する動画サイト内の「部落差別解消」のページ（甲20）及び本件各記事（甲21～25）のうち、被差別部落があったとされる地域に係る写真や文章が記載されている部分

⑥ 個人原告らの中の各1名が代表取締役を務める各会社の全部事項証明書（甲26、27）のうち、会社法人等番号、商号、本店所在地、役員に関する事項が記載されている部分

⑦ 個人原告ら作成に係る各訴訟委任状合計9通(令和5年11月13日付けのもの5通、同年12月26日付けのもの1通、令和6年1月10日付けのもの2通、同月15日付けのもの1通)のうち、個人原告らの氏名及び住所が記載されている部分

(2) 令和6年(モ)第18号事件に係る令和6年4月15日付け閲覧等制限決定

⑧ 令和6年1月24日付け閲覧等制限の申立て書の別紙原告目録のうち、個人原告らの氏名及び住所が記載されている部分

⑨ 同申立て書の別紙記事目録のうち、本件各記事のURL及びタイトルが記載されている部分

(3) 令和6年(モ)第28号事件に係る令和6年12月27日付け閲覧等制限決定

⑩ 令和6年5月13日付け移送却下決定別紙当事者目録のうち、個人原告らの氏名及び住所が記載されている部分

⑪ 令和6年5月14日受付の個人原告ら作成に係る各訴訟委任状記載のうち、個人原告らの氏名及び住所が記載されている部分

3 判断

(1) 一般に、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するといふべきである。そして、個人原告らは、これらの人格的利益を侵害されていると主張して基本事件に係る訴えを提起している。

原告らの上記主張の当否自体は本案事件において審理されるべき事柄であるが、訴訟記録中、このような主張をしている個人原告らの特定につながり得る記載又は記録は、当事者の私生活についての重大な秘密に係る記載又は記録であつて、第三者が同記載又は記録の閲覧等を行うことにより、当該当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるものといふべきである。

(2) 個人原告らの特定につながり得る記載又は記録である否かについて検討すると、次のとおりである。

本件閲覧等制限部分①、⑦、⑧、⑩、⑪には、個人原告らの氏名及び住所が記載さ

れており、これらが個人原告らの特定につながり得ることは明らかである。

本件閲覧等制限部分④には、被差別部落があったとされる地域に係る地名が記載されており、これらの記載から、個人原告らが特定され得る。

5 本件閲覧等制限部分⑤には、被差別部落があったとされる地域に係る写真や文章が記載されており、これらの記載から、個人原告らが特定され得る。本件閲覧等制限部分②、③、⑨には、本件各記事のURLやタイトルが記載されており、上記URLやタイトルを手掛りとして本件各記事を閲覧することにより、個人原告らが特定され得る。

10 また、本件閲覧等制限部分⑥には、個人原告らのうちの各1名が代表取締役を務める各会社の全部事項証明書のうち、会社法人等番号、商号、本店所在地、役員に関する事項が記載されているのであって、これらの記載から個人原告らの氏名及び住所が特定され得る。

15 このように、本件閲覧等制限部分①ないし⑪は、いずれも当事者の私生活についての重大な秘密に係る記載であって、第三者がこれらの記載の閲覧等を行うことにより、当該当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるといえる。

(3) したがって、本件閲覧等制限部分①ないし⑪は、民訴法92条1項1号の要件を満たす記載というべきであり、これに反する申立人の主張は採用できない。

20 なお、申立人は、本件各決定は、保護すべき内容がほとんどないにもかかわらず閲覧等を制限するものであって、裁判の公開原則に反するものであり、秘密保護と公開のバランスを図るためにも閲覧等制限は必要最小限にとどめるべきであると主張する。しかし、本件閲覧等制限部分①ないし⑪は、いずれも当事者の私生活についての重大な秘密に係る記載であって、保護すべき内容がほとんどないとはいえないことは上記(2)で説示したとおりである。また、民訴法92条は、裁判の公開原則と秘密保護との調整の見地から定められた規定であって、同条の要件を満たす記載又は記録について第三者の閲覧等を制限することは、申立人が主張する必要最小限の制限の要請に
25 反するものではない。

4 以上の次第で、本件申立てはいずれも理由がない。

令和7年2月19日

新潟地方裁判所第一民事部

5

裁判長裁判官

坂 本 浩



裁 判 官

高 橋 千



10

裁 判 官

高 橋 健



これは謄本である。

令和7年2月19日

新潟地方裁判所第一民事部

裁判所書記官 土田 幸 宏

